

平成24年度 限度額を超えた随意契約情報一覧表

部局名：島原振興局

H25.3.31 現在

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先 住所 氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行 令 適用条項
1	島原振興局	建設部 管理課	H24.4.2	小浜港及び多比良港 緑地管理業務委託	2,169,300	雲仙市吾妻町牛口名714 雲仙市長	港湾管理者には、港湾の適正な維持管理を行う責務があり、通常予想される危険防止措置や、施設の設置又は管理の瑕疵による事故を防ぎ安全確保を図る必要がある。小浜港及び多比良港の管理事務は、長崎県の事務処理の特例に関する条例等により、雲仙市が知事の権限に属する事務の一部を行っていることから、当該緑地管理についても、同市において一体的に行ったほうがよいと判断し1者随意契約とした。	第167条の2 第1項 第2号
2	島原振興局	管理部 総務課	H24.4.2	駐車場賃貸借契約 (総合庁舎来客用)	1,440,000	個人のため非開示	局の近隣で来客用駐車場として必要な適度な広さをもった物件が他にないため。	第167条の2 第1項 第2号
3	島原振興局	管理部 総務課	H24.4.2	島原振興局総合庁舎 宿日直業務委託	3,049,140	個人のため非開示	宿日直業務には、庁舎の管理以外にも気象警報発表時の緊急連絡等の重要な業務が含まれており、契約相手方については面接等により実際の業務を行う個人の適性を判断する必要があるため。	第167条の2 第1項 第2号
4	島原振興局	建設部 道路都市計画課	H24.4.2	一般国道251号橋梁 整備工事(監督補助 業務委託)	15,372,000	大村市池田2丁目1311-3 (財)長崎県建設技術研究センター 理事長 中村 正	当業務は、工事の施工状況や工事請負者から提出された承諾願い等について、設計図書と照合を行い、その結果を監督職員に正確に報告するものであり、報告に虚偽や誤脱があった場合は、監督職員による判断や工事成績の評定に大きな影響を与える業務である。また、各工事請負者が保有する施工ノウハウの情報管理(他の建設業者への情報漏えい防止)も必要である。このため、建設業者より資金面や人事面等で直接的な影響を受けず、当該業務の経験も豊富な財団法人長崎県建設技術研究センターを契約相手方として特定した。	第167条の2 第1項 第2号
5	島原振興局	農林水産部 農村整備課	H24.4.25	八斗木地区埋蔵文化 財発掘調査業務委託	22,325,000	雲仙市吾妻町牛口名714 雲仙市長	「文化財保護法の一部改正に関する覚書」(昭和50年5月23日付)で、「農業基盤整備事業の実施地区及び実施予定地区に係る埋蔵文化財の調査は、原則として文化財保護担当部局において実施するもの」とされ、当契約における相手方は雲仙市長(雲仙市教育委員会)に限定されるため、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により随意契約とした。	第167条の2 第1項 第2号

平成24年度 限度額を超えた随意契約情報一覧表

部局名：島原振興局

H25.3.31 現在

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先 住所 氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行 令 適用条項
6	島原振興局	建設部 道路都市計画課	H24.5.15	一般国道251号道路 災害防除工事(監督 補助業務委託)	14,091,000	大村市池田2丁目1311-3 (財)長崎県建設技術研究センター 理事長 中村 正	当業務は、工事の施工状況や工事請負者から提出された承諾願い等について、設計図書と照合を行い、その結果を監督職員に正確に報告するものであり、報告に虚偽や誤脱があった場合は、監督職員による判断や工事成績の評定に大きな影響を与える業務である。また、各工事請負者が保有する施工ノウハウの情報管理(他の建設業者への情報漏えい防止)も必要である。 このため、建設業者より資金面や人事面等で直接的な影響を受けず、当該業務の経験も豊富な財団法人長崎県建設技術研究センターを契約相手方として特定した。	第167条の2 第1項 第2号
7	島原振興局	農林水産部 用地管理課	H24.6.21	原尾地区換地計画等 事務委託	6,027,000	南島原市有家町大苑12 原尾土地改良区 理事長 池田良成	当該業務は、個人所有の土地の区画形質の変更に伴う権利の再編手続き(権利の移転・設定・消滅等)を行うため、地元の要望を取りまとめる換地調整作業が中心であり、それが最も重要で困難な業務である。それができるのは土地改良法により土地改良事業を実施するために設立され、公法人として位置づけられている農家等で構成された土地改良区しかないため。	第167条の2 第1項 第2号
8	島原振興局	農林水産部 用地管理課	H24.6.25	加津佐西部地区換地 計画等事務委託	3,885,000	南島原市加津佐町己2792-7 加津佐西部土地改良区 理事長 門畑 忠	当該業務は、個人所有の土地の区画形質の変更に伴う権利の再編手続き(権利の移転・設定・消滅等)を行うため、地元の要望を取りまとめる換地調整作業が中心であり、それが最も重要で困難な業務である。それができるのは土地改良法により土地改良事業を実施するために設立され、公法人として位置づけられている農家等で構成された土地改良区しかないため。	第167条の2 第1項 第2号
9	島原振興局	農林水産部 用地管理課	H24.6.26	三会原第2地区換地 計画等事務委託	14,332,500	島原市新町2-117-2 三会原土地改良区 理事長 林田 俊秀	当該業務は、個人所有の土地の区画形質の変更に伴う権利の再編手続き(権利の移転・設定・消滅等)を行うため、地元の要望を取りまとめる換地調整作業が中心であり、それが最も重要で困難な業務である。それができるのは土地改良法により土地改良事業を実施するために設立され、公法人として位置づけられている農家等で構成された土地改良区しかないため。	第167条の2 第1項 第2号

平成24年度 限度額を超えた随意契約情報一覧表

部局名：島原振興局

H25.3.31 現在

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先 住所 氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行 令 適用条項
10	島原振興局	建設部 道路都市計画課	H24.6.28	島原振興局建設部積算技術業務委託	1,155,000	大村市池田2丁目1311-3 (財)長崎県建設技術研究センター 理事長 中村 正	当業務は、予定価格の算出の基礎となる設計書を作成するものであり、入札参加者等への情報漏えい防止が必要であるとともに、設計書作成に使用する県の積算システム(プログラム及びデータ)の流出防止も必要である。このため、建設業者より資金面や人事面等で直接的な影響を受けず、当該業務の経験も豊富な財団法人長崎県建設技術研究センターを契約相手方として特定した。	第167条の2 第1項 第2号
11	島原振興局	農林水産部 農村整備課	H24.7.23	原尾地区埋蔵文化財発掘調査業務委託	17,575,000	南島原市西有家町里防96-2 南島原市長	「文化財保護法の一部改正に関する覚書」(昭和50年5月23日付)で、「農業基盤整備事業の実施地区及び実施予定地区に係る埋蔵文化財の調査は、原則として文化財保護担当部局において実施するもの」とされ、当契約における相手方は南島原市長(南島原市教育委員会)に限定されるため、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により随意契約とした。	第167条の2 第1項 第2号
12	島原振興局	農林水産部 用地管理課	H24.8.7	宇土山地区換地計画等事務委託	2,919,000	島原市宇土町乙928 宇土山土地改良区 理事長 吉永 忠	当該業務は、個人所有の土地の区画形質の変更に伴う権利の再編手続き(権利の移転・設定・消滅等)を行うため、地元の要望を取りまとめる換地調整作業が中心であり、それが最も重要で困難な業務である。それができるのは土地改良法により土地改良事業を実施するために設立され、公法人として位置づけられている農家等で構成された土地改良区しかないため。	第167条の2 第1項 第2号
13	島原振興局	農林水産部 用地管理課	H24.8.7	諏訪地区換地計画等事務委託	7,003,500	南島原市深江町丙419-7 諏訪土地改良区 理事長 菊田 秀喜	当該業務は、個人所有の土地の区画形質の変更に伴う権利の再編手続き(権利の移転・設定・消滅等)を行うため、地元の要望を取りまとめる換地調整作業が中心であり、それが最も重要で困難な業務である。それができるのは土地改良法により土地改良事業を実施するために設立され、公法人として位置づけられている農家等で構成された土地改良区しかないため。	第167条の2 第1項 第2号
14	島原振興局	農林水産部 用地管理課	H24.8.24	山田原第2地区換地計画等事務委託	10,468,500	雲仙市吾妻町大木場名63 山田原第2土地改良区 理事長 岩永 篤	当該業務は、個人所有の土地の区画形質の変更に伴う権利の再編手続き(権利の移転・設定・消滅等)を行うため、地元の要望を取りまとめる換地調整作業が中心であり、それが最も重要で困難な業務である。それができるのは土地改良法により土地改良事業を実施するために設立され、公法人として位置づけられている農家等で構成された土地改良区しかないため。	第167条の2 第1項 第2号

平成24年度 限度額を超えた随意契約情報一覧表

部局名：島原振興局

H25.3.31 現在

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先 住所 氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行 令 適用条項
15	島原振興局	農林水産部 農村整備課	H24.9.3	山田原第2地区区画 整理基本設計業務委 託	4,935,000	長崎県大黒町9-17 長崎県土地改良事業団連合会 会長 宮本 正則	<p>・長崎県土地改良事業団体連合会(以下「土改連」という。)は、21市町及び87土地改良区等を会員とする公益法人であり、土地改良換地土を保有し、換地業務に精通した団体である。</p> <p>・換地を伴うほ場整備事業や畑総事業等(以下「面工事業」という。)は受益者個人の財産に関する権利を動かす事業であり、受益者団体である土地改良区は換地計画の樹立にあたって土改連の支援を得ている。</p> <p>・換地は面工事業の調査、測量、設計と表裏一体の関係にあり、測量設計と換地計画は切り離せない作業である。本業務において、土改連の性格、委託する業務範囲(土改連の業務内容)、県が土改連と随意契約が可能な業務の要件について検討した結果、</p> <p>契約の相手方が特定される 測量設計と専門性を求められる換地は密接不可分な関係にある。</p> <p>精度の高い(土量バランスの良い)設計が可能 傾斜地で複雑な地形を有する本県の区画整理実施設計において、精度の高い土量計算システムを保有することから土量バランスの良い設計が出来る。。</p> <p>以上により、土改連を契約相手方として特定した。</p>	第167条の2 第1項 第2号
16	島原振興局	農林水産部 農村整備課	H24.9.3	諏訪地区区画整理基 本設計業務委託	3,990,000	長崎県大黒町9-17 長崎県土地改良事業団連合会 会長 宮本 正則	<p>・長崎県土地改良事業団体連合会(以下「土改連」という。)は、21市町及び87土地改良区等を会員とする公益法人であり、土地改良換地土を保有し、換地業務に精通した団体である。</p> <p>・換地を伴うほ場整備事業や畑総事業等(以下「面工事業」という。)は受益者個人の財産に関する権利を動かす事業であり、受益者団体である土地改良区は換地計画の樹立にあたって土改連の支援を得ている。</p> <p>・換地は面工事業の調査、測量、設計と表裏一体の関係にあり、測量設計と換地計画は切り離せない作業である。本業務において、土改連の性格、委託する業務範囲(土改連の業務内容)、県が土改連と随意契約が可能な業務の要件について検討した結果、</p> <p>契約の相手方が特定される 測量設計と専門性を求められる換地は密接不可分な関係にある。</p> <p>精度の高い(土量バランスの良い)設計が可能 傾斜地で複雑な地形を有する本県の区画整理実施設計において、精度の高い土量計算システムを保有することから土量バランスの良い設計が出来る。。</p> <p>以上により、土改連を契約相手方として特定した。</p>	第167条の2 第1項 第2号

平成24年度 限度額を超えた随意契約情報一覧表

部局名：島原振興局

H25.3.31 現在

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先 住所 氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行 令 適用条項
17	島原振興局	農林水産部 農村整備課	H24.9.21	八斗木地区区画整理 実施設計業務委託	7,350,000	長崎市大黒町9-17 長崎県土地改良事業団連合会 会長 宮本 正則	<p>・長崎県土地改良事業団体連合会(以下「土改連」という。)は、21市町及び87土地改良区等を会員とする公益法人であり、土地改良換地土を保有し、換地業務に精通した団体である。</p> <p>・換地を伴うほ場整備事業や畑総事業等(以下「面工事業」という。)は受益者個人の財産に関する権利を動かす事業であり、受益者団体である土地改良区は換地計画の樹立にあたって土改連の支援を得ている。</p> <p>・換地は面工事業の調査、測量、設計と表裏一体の関係にあり、測量設計と換地計画は切り離せない作業である。本業務において、土改連の性格、委託する業務範囲(土改連の業務内容)、県が土改連と随意契約が可能な業務の要件について検討した結果、</p> <p>契約の相手方が特定される 測量設計と専門性を求められる換地は密接不可分な関係にある。</p> <p>精度の高い(土量バランスの良い)設計が可能 傾斜地で複雑な地形を有する本県の区画整理実施設計において、精度の高い土量計算システムを保有することから土量バランスの良い設計が出来る。</p> <p>以上により、土改連を契約相手方として特定した。</p>	第167条の2 第1項 第2号
18	島原振興局	建設部 道路都市計画課	H25.1.9	百花台公園多目的運動広場の公益財団法人日本サッカー協会規格に基づくロングパイル人工芝ピッチの公認に係る検査業務	1,196,200	大阪府大阪市西区江戸堀2-5-19 一般財団法人カケンテストセンター大阪事務所 所長 佐伯宏一	<p>百花台公園は、国民体育大会(長崎がんばらんば国体)のサッカー競技が行われる予定会場となっている。</p> <p>当該公園のサッカー場は人工芝(ロングパイル人工芝ピッチ)であり、国体で利用するためにはJFAロングパイル人工芝ピッチ公認規定に基づき公益財団法人日本サッカー協会の公認を得なければならない。一般財団法人カケンテストセンター大阪事業所は、同規定により日本サッカー協会が指定する唯一の検査機関であるため、当法人と1社随意契約を行うものである。</p>	第167条の2 第1項 第2号
19	島原振興局	建設部 道路都市計画課	H25.2.6	道路都市計画課建設改良積算技術業務委託	4,725,000	大村市池田2丁目1311-3 (財)長崎県建設技術研究センター 理事長 中村 正	<p>当業務は、予定価格の算出の基礎となる設計書を作成するものであり、入札参加者等への情報漏えい防止が必要であるとともに、設計書作成に使用する県の積算システム(プログラム及びデータ)の流出防止も必要である。</p> <p>このため、建設業者より資金面や人事面等で直接的な影響を受けず、当該業務の経験も豊富な財団法人長崎県建設技術研究センターを契約相手方として特定した。</p>	第167条の2 第1項 第2号

平成24年度 限度額を超えた随意契約情報一覧表

部局名：島原振興局

H25.3.31 現在

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先 住所 氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行 令 適用条項
20	島原振興局	建設部 道路都市計画課	H25.2.25	島原振興局建設部積算技術業務委託	4,620,000	大村市池田2丁目1311-3 (財)長崎県建設技術研究センター 理事長 中村 正	当業務は、予定価格の算出の基礎となる設計書を作成するものであり、入札参加者等への情報漏えい防止が必要であるとともに、設計書作成に使用する県の積算システム(プログラム及びデータ)の流出防止も必要である。このため、建設業者より資金面や人事面等で直接的な影響を受けず、当該業務の経験も豊富な財団法人長崎県建設技術研究センターを契約相手方として特定した。	第167条の2 第11項 第2号
21	島原振興局	建設部 河港課	H25.3.25	島原振興局建設部河港課積算技術業務委託	1,470,000	大村市池田2丁目1311-3 (財)長崎県建設技術研究センター 理事長 中村 正	当業務は、予定価格の算出の基礎となる設計書を作成するものであり、入札参加者等への情報漏えい防止が必要であるとともに、設計書作成に使用する県の積算システム(プログラム及びデータ)の流出防止も必要である。このため、建設業者より資金面や人事面等で直接的な影響を受けず、当該業務の経験も豊富な財団法人長崎県建設技術研究センターを契約相手方として特定した。	第167条の2 第11項 第2号